

東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一原子力発電所

様式0-1(1/2)

応急措置の概要 (原子炉施設)

(第24713報)

2023年 5月 31日 14時 40分

内閣総理大臣, 原子力規制委員会, 福島県知事, 大熊町長, 双葉町長 殿

第25条報告

報告者名 東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一廃炉推進カンパニー  
福島第一原子力発電所  
原子力防災管理者 田南 達也  
連絡先 0240-30-9301

原子力災害対策特別措置法第25条第2項の規定に基づき、応急措置の概要を以下の通り報告します。

原子力事業所の名称及び場所	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原22
特定事象の発生箇所(注1)	福島第一原子力発電所
特定事象の発生時刻(注1)	2011年(平成23年)3月11日 16時36分(24時間表示)
特定事象の種類(注1)	非常用炉心冷却装置注水不能 (原災法政令第6条第4項第4号, 省令第21条第1項ロ)
発生事象と対応の概要(注2)	<p>(対応日時, 対応の概要) プラント関連パラメータ、タンクエリアパトロール結果等について、下記のとおりお知らせいたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プラント関連パラメータ [5月31日11時00分現在]</li> <li>・集中廃棄物処理施設周辺サブドレン水、分析結果 [採取日 5月30日]</li> <li>・構内排水路 分析結果 [採取日 5月30日]</li> <li>・護岸地下水観測孔 分析結果 [採取日 5月26日、30日]</li> <li>・海水分析結果&lt;港湾内、放水口付近&gt; [採取日 5月30日]</li> <li>・1号機、2号機放水路 分析結果 [採取日 5月29日]</li> </ul> <p>発電所敷地内におけるモニタリング結果について、前回のお知らせから有意な変動はありません。</p> <p>・タンクエリアパトロール及び汚染水タンク水位計による常時監視において、漏えい等の異常はありません。</p> <p>・建屋滞留水の移送状況について、パトロール及び警報監視において、漏えい等の異常は確認されません。</p> <p>サブドレン他水処理施設一時貯水タンクCの当社及び第三者機関による分析結果については、共に運用目標値を満足していたことから、6月1日に排水を実施します。 排水開始・終了の実績については、別途お知らせします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サブドレン・地下水ドレン浄化水、排水前分析結果 [採取日 5月27日]</li> </ul> <p>【公表区分：その他】</p> <p>※添付の有り・無し</p>
その他の事項の対応(注3)	なし

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(注1) 最初に発生した警戒事態該当事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。

(注2) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。

(注3) 緊急時対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。



福島第一原子力発電所 プラント関連パラメータ  
2023年5月31日 11:00現在

2023年5月31日  
東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一廃炉推進カンパニー

	1号機	2号機	3号機	4号機
原子炉注水状況	給水系: 3.8 m <sup>3</sup> /h CS系: - m <sup>3</sup> /h	給水系: 1.5 m <sup>3</sup> /h CS系: 0.0 m <sup>3</sup> /h	給水系: 1.5 m <sup>3</sup> /h CS系: 1.8 m <sup>3</sup> /h	
原子炉圧力容器 底部温度	VESSEL BOTTOM HEAD (TE-263-69L1): 21.1 °C 原子炉 SKIRT JOINT 上部 (TE-263-69H1): 19.5 °C VESSEL DOWN COMMER (TE-263-69G2): 20.5 °C	VESSEL WALL ABOVE BOTTOM HEAD (TE-2-3-69H3): 28.7 °C RPV温度 (TE-2-3-69R): 33.9 °C	スカーション上部温度 (TE-2-3-69F1): 24.5 °C RPV底部ヘッド上部温度 (TE-2-3-69H1): 21.6 °C	
原子炉格納容器 内温度	HMH-12A RETURN AIR (TE-1625A): 20.6 °C HMH-12A SUPPLY AIR (TE-1625F): 20.5 °C	RETURN AIR DRYWELL COOLER (TE-16-114B): 28.8 °C SUPPLY AIR D/W COOLER HMH-2-16B (TE-16-114G#1): 28.9 °C	PCV温度 (TE-16-002): 21.7 °C 格納容器調機供給空気温度 (TE-16-114F#1): 22.6 °C	
原子炉格納容器 圧力	0.26 kPa g	2.49 kPa g	0.47 kPa g	
窒素封入流量 ※3	RPV (RVH-A): - Nm <sup>3</sup> /h (RVH-B): 15.02 Nm <sup>3</sup> /h (JP-A): - Nm <sup>3</sup> /h (JP-B): 15.23 Nm <sup>3</sup> /h PCV: - Nm <sup>3</sup> /h	RPV-A: 6.45 Nm <sup>3</sup> /h RPV-B: 6.61 Nm <sup>3</sup> /h PCV: - Nm <sup>3</sup> /h	RPV-A: - Nm <sup>3</sup> /h RPV-B: 16.44 Nm <sup>3</sup> /h PCV: - Nm <sup>3</sup> /h	※4
原子炉格納容器 ガス管理システム 排気流量	19.2 m <sup>3</sup> /h	15.47 Nm <sup>3</sup> /h	20.46 Nm <sup>3</sup> /h	
原子炉格納容器 水素濃度 ※1	A系: 0.00 vol% B系: 0.00 vol%	A系: 0.00 vol% B系: 0.02 vol%	A系: 0.10 vol% B系: 0.09 vol%	
原子炉格納容器 放射能濃度 (Xe135) ※2	A系: 指示値 検出限界値 1.10E-03 Baq/cm <sup>3</sup> 4.79E-04 B系: 指示値 検出限界値 1.50E-03 Baq/cm <sup>3</sup> 3.65E-04	A系: 指示値 検出限界値 ND 1.2E-01 Baq/cm <sup>3</sup> B系: 指示値 検出限界値 ND 1.2E-01 Baq/cm <sup>3</sup>	A系: 指示値 検出限界値 ND 1.9E-01 Baq/cm <sup>3</sup> B系: 指示値 検出限界値 ND 1.9E-01 Baq/cm <sup>3</sup>	
使用済燃料プール 水温度	27.0 °C	25.7 °C	※5	※5
FPC 炉内冷却 水位	4.38 m	4.52 m	3.88 m	65.0 X100mm

【放射能項目】  
各計測器については、測定やその後の事故進展の影響を受けて、異常の使用開始条件を  
満たしているものを含め、正しく測定されていまい可能性のある計測器も併記している。  
プラントの状況を把握するため、このように計測器の不確かさも併記しようとして、複数  
の計測器から得られる情報を併用して変化の傾向にも着目して総合的に判断している。

※1: 炉内格納容器内の水素濃度は、(東京電力)が測定している。計測器により測定された値を示す(単位はBq/cm<sup>3</sup>)  
※2: 炉内格納容器内の放射能濃度は、(東京電力)が測定している。計測器により測定された値を示す(単位はBq/cm<sup>3</sup>)  
※3: 炉内格納容器内の窒素封入流量は、(東京電力)が測定している。計測器により測定された値を示す(単位はNm<sup>3</sup>/h)  
※4: 放射能濃度の測定は、炉内格納容器内の放射能濃度を測定している。  
※5: 放射能濃度の測定は、炉内格納容器内の放射能濃度を測定している。  
※6: 放射能濃度の測定は、炉内格納容器内の放射能濃度を測定している。

2023年5月31日  
東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一廃炉推進カンパニー

集中廃棄物処理施設周辺サブドレン水 分析結果 (Y)

採取地点	採取日時	分析項目		
		I-131 (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)
4号T/B建屋南東	2023/05/30 07:55	< 3.7E+00	< 5.5E+00	< 3.4E+00
プロセス主建屋北東	2023/05/30 08:20	< 3.9E+00	< 3.9E+00	< 3.4E+00
プロセス主建屋南東	2023/05/30 08:25	< 4.2E+00	< 5.4E+00	< 5.2E+00
雑固体廃棄物減容処理建屋南	2023/05/30 08:10	< 5.3E+00	< 5.8E+00	< 5.2E+00
サイトバンカ建屋南西	—	—	—	—
焼却工作建屋西側	2023/05/30 08:05	< 4.8E+00	< 4.6E+00	2.3E+01
雑固体廃棄物減容処理建屋北	2023/05/30 08:00	< 4.5E+00	< 5.8E+00	< 4.8E+00
サイトバンカ建屋南東	2023/05/30 08:15	< 3.9E+00	< 3.9E+00	< 3.9E+00

- ・核種毎の半減期：I-131(約8日)、Cs-134(約2年)、Cs-137(約30年)
- ・不等号 (<) は、検出限界未満 (ND) を表す。
- ・測定対象外および採取中止の項目は「—」と記す。
- ・0.0E+0とは、 $0.0 \times 10^{+0}$  であることを意味する。
- (例)  $3.1E+01$  は  $3.1 \times 10^1$  で  $31$ 、 $3.1E+00$  は  $3.1 \times 10^0$  で  $3.1$ 、 $3.1E-01$  は  $3.1 \times 10^{-1}$  で  $0.31$  と読む。
- ・サイトバンカ建屋南西は、1回/週程度の頻度で分析を実施。

4/11

2023年5月31日  
東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一原子力発電所

### 構内排水路 分析結果 (全β・γ)

採取地点	採取日時	分析項目		
		全β (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)
A排水路	2023/05/30 07:55	4.1E+00	< 6.3E-01	3.3E+00
物揚場排水路	2023/05/30 08:05	< 3.1E+00	< 4.8E-01	8.9E-01
K排水路	2023/05/30 06:00	6.3E+00	< 4.8E-01	5.8E+00
BC排水路	2023/05/30 06:00	< 3.0E+00	< 6.7E-01	< 7.6E-01
D排水路	2023/05/30 08:00	< 3.1E+00	< 8.0E-01	< 7.0E-01
5,6号機排水路※1	—	—	—	—

・核種毎の半減期：Cs-134(約2年)、Cs-137(約30年)

・不等号 (<)：小なり)は、検出限界値未満 (ND)を表す。

・測定対象外および採取中止の項目は「-」と記す。

・O.OE±Oとは、O.O×10<sup>±O</sup>であることを意味する。

(例) 3.1E+01は3.1×10<sup>1</sup>で31, 3.1E+00は3.1×10<sup>0</sup>で3.1, 3.1E-01は3.1×10<sup>-1</sup>で0.31と読む。

・採取当日の降雨量は0 mm

・排水路流量情報は、解析中のため後日公表する。

※1 5,6号機排水路は1回/月に分析を実施。

5/11

2023年5月31日  
東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一原子力発電所

護岸地下水観測孔 分析結果 (全β・H-3・Y・塩素)

(1/2)

採取地点	採取日時	分析項目												
		全β (Bq/L)	H-3 (Bq/L)	Mn-54 (Bq/L)	Co-60 (Bq/L)	Ru-106 (Bq/L)	Sr-125 (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)	塩素 (ppm)				
No.0-1		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
No.0-1-2		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
No.0-2		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
No.0-3-1		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
No.0-3-2		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
No.0-4		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
No.1	2023/05/26 07:17	1.5E+04	2.7E+04	< 2.7E-01	< 2.9E-01	< 2.1E+00	< 8.3E-01	< 4.2E-01	1.1E+00	—	—	—	—	—
No.1-6	2023/05/26 08:15	1.6E+06	1.2E+03	< 9.9E+01	< 7.8E+01	< 3.5E+03	< 2.2E+03	1.1E+04	4.8E+05	—	—	—	—	—
No.1-8		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
No.1-9 *1	2023/05/26 06:57	2.1E+01	7.7E+02	—	—	—	—	—	—	—	—	—	9.6E+01	—
No.1-11	2023/05/26 07:09	1.3E+02	6.4E+02	< 3.6E-01	< 2.8E-01	< 3.3E+00	< 4.3E+00	< 3.1E-01	2.8E+00	—	—	—	—	—
No.1-12	2023/05/26 07:30	5.8E+02	1.8E+04	< 1.2E+00	< 1.3E+00	< 1.1E+01	< 6.1E+00	2.5E+00	1.1E+02	—	—	—	—	—
No.1-14	2023/05/26 08:02	2.8E+04	3.5E+03	< 4.5E-01	< 3.8E-01	< 5.1E+00	< 2.0E+00	< 5.8E-01	1.4E+01	—	—	—	—	—
No.1-16	2023/05/26 07:35	4.2E+04	2.3E+02	< 3.9E-01	< 3.8E-01	< 4.1E+00	< 1.8E+00	4.7E-01	2.1E+01	—	—	—	—	—
No.1-17	2023/05/26 07:21	1.4E+05	2.8E+02	< 4.1E-01	< 2.2E-01	< 4.3E+00	< 1.7E+00	< 5.2E-01	3.0E+00	—	—	—	—	—

・検出限の半減期：H-3(約12年)、Mn-54(約510日)、Co-60(約5年)、Ru-106(約370日)、Sr-125(約4年)、Cs-134(約2年)、Cs-137(約30年)

・不検出 (< : 小数点) は、検出限未満を示す。

・測定対象外および採取中止の項目は「-」と記す。

・O、OE+Oとは、 $0.0 \times 10^{00}$ であることを意味する。

・(例) 3.1E+01は $3.1 \times 10^{01}$ で31、3.1E+00は $3.1 \times 10^{00}$ で3.1、3.1E-01は $3.1 \times 10^{-01}$ で0.31と読む。

・H-3以外の塩素は測定されていない。

・\*1 No.1-9は、取水器による採取であるため、Y測定は実施せず、全βは参考値としてY測定に測定。

6/11

護岸地下水観測孔 分析結果 (全β・H-3・Y・塩素)

(2/2)

採取地点	採取日時	分析項目							基準		
		全β (Bq/L)	H-3 (Bq/L)	Mn-54 (Bq/L)	Co-60 (Bq/L)	Ru-106 (Bq/L)	Sr-125 (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)		Cs-137 (Bq/L)	
1,2号機ワエルポイント 汲み上げ水		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
No.2		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
No.2-2		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
No.2-3		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
No.2-5 ※1		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
No.2-6	2023/05/26 07:45	6.9E+02	1.9E+03	< 2.2E-01	< 2.9E-01	< 2.2E+09	< 8.7E-01	< 3.0E-01	7.5E+00	—	—
No.2-7	2023/05/26 07:50	3.0E+02	1.7E+03	< 3.1E-01	< 4.2E-01	< 3.0E+09	< 1.2E+00	< 4.1E-01	4.7E+00	5.5E+02	—
No.2-8		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2,3号機ワエル 汲み上げ水		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
No.3		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
No.3-2		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
No.3-3		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
No.3-4		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
No.3-5 ※2		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3,4号機ワエル 汲み上げ水		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

・検体の半減期：H-3(約12年), Mn-54(約310日), Co-60(約5年), Ru-106(約370日), Sr-125(約85年), Cs-134(約2年), Cs-137(約30年)

・不等号 (<: 小数点) は、検出限界未満 (ND) を表す。

・測定対象および採取中の項目は「—」と記す。

・O.E±Oとは、 $O.O \times 10^{O.E}$  であることを示す。

(例) 3.1E+01は $3.1 \times 10^1$ で31, 3.1E+00は $3.1 \times 10^0$ で3.1, 3.1E-01は $3.1 \times 10^{-1}$ で0.31と読む。

・H-3以外は測定されず。

※2 No.2-5, No.3-5は、取水器による採取であるため、Y測定は実施せず。全βは参考値として示される。

7/11

2023年5月31日  
東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一原子力発電所

護岸地下水観測孔 分析結果 (全β・γ・塩素)

(1/2)

採取場所	採取日時	分析項目					Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)	塩素 (ppm)
		全β (Bq/L)	Mn-54 (Bq/L)	Co-60 (Bq/L)	Ru-106 (Bq/L)	Sb-125 (Bq/L)			
No.0-1	-	-	-	-	-	-	-	-	
No.0-1-2	-	-	-	-	-	-	-	-	
No.0-2	-	-	-	-	-	-	-	-	
No.0-3-1	-	-	-	-	-	-	-	-	
No.0-3-2	-	-	-	-	-	-	-	-	
No.0-4	-	-	-	-	-	-	-	-	
No.1	2023/05/30 08:05	1.7E+04	< 2.6E-01	< 2.5E-01	< 2.4E+09	< 9.0E-01	< 2.9E-01	4.0E+00	
No.1-6	2023/05/30 08:20	1.9E+06	< 8.7E+01	< 7.7E+01	< 4.0E+03	< 2.2E+03	1.2E+04	5.0E+05	
No.1-8	2023/05/30 07:55	9.9E+03	< 2.2E+00	< 2.0E+00	< 2.8E+01	< 1.5E+01	8.1E+00	3.6E+02	
No.1-9 ※1	-	-	-	-	-	-	-	-	
No.1-11	2023/05/30 07:50	1.1E+02	< 3.0E-01	< 3.7E-01	< 3.3E+09	< 1.4E+00	< 3.7E-01	4.9E+00	
No.1-12	2023/05/30 08:30	8.1E+02	< 1.1E+00	< 1.3E+00	< 2.0E+01	< 9.7E+00	9.2E+00	3.3E+02	
No.1-14	2023/05/30 08:11	2.8E+04	< 4.8E-01	< 4.6E-01	< 5.3E+09	< 1.9E+00	< 6.1E-01	1.4E+01	
No.1-16	2023/05/30 08:35	4.3E+04	< 2.9E-01	< 2.9E-01	< 3.5E+09	< 1.7E+00	1.3E+00	5.1E+01	
No.1-17	2023/05/30 08:00	1.5E+05	< 4.6E-01	< 4.9E-01	< 4.9E+00	< 2.2E+00	< 6.2E-01	2.3E+00	

・後述所の半減期: Mn-54(約310日)、Co-60(約5年)、Ru-106(約70日)、Sb-125(約3年)、Cs-134(約2年)、Cs-137(約30年)

・不等号 (<) : 小値のみ。検出限界未満 (ND) を表す。

・測定対象外および採取中止の項目は「-」と記す。

・O.0E+0とは、O.0x10<sup>0</sup>であることを意味する。

・(例) 3.1E+01は3.1x10<sup>1</sup>で31、3.1E+00は3.1x10<sup>0</sup>で3.1、3.1E-01は3.1x10<sup>-1</sup>で0.31と読み取ります。

※1 No.1-9は、観測器による誤差であるため、判定は実施せず。全βは参考値としての測定に判定。

8/11

護岸地下水観測孔 分析結果 (全β・γ・塩素)

(2/2)

採取地点	採取日時	分析項目							塩素 (ppm)
		全β (Bq/L)	Mn-54 (Bq/L)	Co-60 (Bq/L)	Ru-106 (Bq/L)	Sb-125 (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)	
1,2号観測孔ポイント 汲み上げ水	2023/05/30 07:45	3.3E+05	< 1.2E+00	< 6.3E-01	< 1.4E+01	< 4.2E+00	< 1.4E+00	5.0E+00	—
No.2	—	—	—	—	—	—	—	—	—
No.2-2	—	—	—	—	—	—	—	—	—
No.2-3	—	—	—	—	—	—	—	—	—
No.2-5 ※1	—	—	—	—	—	—	—	—	—
No.2-6	—	—	—	—	—	—	—	—	—
No.2-7	—	—	—	—	—	—	—	—	—
No.2-8	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2,3号観測孔 汲み上げ水	—	—	—	—	—	—	—	—	—
No.3	—	—	—	—	—	—	—	—	—
No.3-2	—	—	—	—	—	—	—	—	—
No.3-3	—	—	—	—	—	—	—	—	—
No.3-4	—	—	—	—	—	—	—	—	—
No.3-5 ※1	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3,4号観測孔 汲み上げ水	—	—	—	—	—	—	—	—	—

・検出限の半値期：Mn-54(約310日)、Co-60(約5年)、Ru-106(約370日)、Sb-125(約3年)、Cs-134(約2年)、Cs-137(約30年)

・不等号 (<: 小なり) は、検出限未満を示す (ND) を表す。

・測定対象外および採取中止の項目は「—」と記す。

・O.E.±0とは、0.0×10<sup>0</sup>であることを意味する。

(例) 3.1E+01は3.1×10<sup>1</sup>で31、3.1E+00は3.1×10<sup>0</sup>で3.1、3.1E-01は3.1×10<sup>-1</sup>で0.31と表す。

※1 No.2-5、No.3-5は、採水器による採取であるため、測定は実施せず。全量は参考値としてお役に請定。



9/11

2023年5月31日

東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一廃炉推進カンパニー

## 海水分析結果&lt;港湾内, 放水口付近&gt; (全β・γ)

試料名称	採取日時	分析項目		
		全β (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)
1F 5,6号機放水口北側 (T-1)	2023/05/30 08:34	—	< 5.7E-01	< 6.7E-01
1F 6号機取水口前	2023/05/30 08:23	< 1.2E+01	< 2.6E-01	< 3.0E-01
1F 物揚場前	2023/05/30 07:50	< 1.2E+01	< 3.1E-01	3.1E-01
1F 1~4号機取水口内北側 (東波除堤北側)	2023/05/30 07:45	1.4E+01	< 3.9E-01	1.1E+00
1F 1~4号機取水口内南側 (遊水壁前)	2023/05/30 07:20	< 1.2E+01	< 3.3E-01	3.2E+00
1F 南放水口付近 (T-2) ※	2023/05/30 07:00	1.4E+01	< 7.9E-01	< 7.0E-01
1F 港湾口 (T-0)	2023/05/30 06:56	< 1.4E+01	< 3.3E-01	< 3.3E-01
1F 港湾中央	2023/05/30 06:50	< 1.4E+01	< 3.0E-01	< 3.2E-01
1F 港湾内東側	2023/05/30 06:53	< 1.4E+01	< 3.3E-01	< 3.2E-01
1F 港湾内西側	2023/05/30 06:48	1.4E+01	< 3.5E-01	< 2.8E-01
1F 港湾内北側	2023/05/30 06:45	< 1.4E+01	< 3.6E-01	< 2.9E-01
1F 港湾内南側	2023/05/30 06:59	< 1.4E+01	< 2.9E-01	< 3.6E-01
1F 北防波堤北側 (T-0-1)	—	—	—	—
1F 港湾口北東側 (T-0-1A)	—	—	—	—
1F 港湾口東側 (T-0-2)	—	—	—	—
1F 港湾口南東側 (T-0-3A)	—	—	—	—
1F 南防波堤南側 (T-0-3)	—	—	—	—
WHOの飲料水水質ガイドライン※1			1.0E+01	1.0E+01

・核種毎の半減期：Cs-134(約2年), Cs-137(約30年)

・不等号 (&lt;: 小なり) は、検出限界値未満 (ND) を表す。

・測定対象外および採取中止の項目は「—」と記す。

・〇.〇E±〇とは、〇.〇×10<sup>±〇</sup>であることを意味する。(例) 3.1E+01は3.1×10<sup>1</sup>で31, 3.1E+00は3.1×10<sup>0</sup>で3.1, 3.1E-01は3.1×10<sup>-1</sup>で0.31と読む。

・物揚場前は、シルトフェンス開閉を行った日は開閉実施後にもサンプリングを実施。

※1 WHOの飲料水水質ガイドラインにおける、Cs-134, Cs-137の指標

・分析結果の評価については「福島第一原子力発電所の状況について(日報)」を参照 <https://www.tepco.co.jp/press/report/>

※試料採取作業の安全確保ができないため、採取地点を1~4号機放水口から南側に約1300mの地点に一時的に変更。

2023年5月31日  
東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一廃炉推進カンパニー

### 1号機, 2号機放水路 分析結果

採取地点	採取日時	分析項目			
		全β (Bq/L)	H-3 (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)
1号機放水路立坑水	上流側	8.9E+03	< 1.1E+02	1.6E+02	7.1E+03
	下流側	2.6E+03	4.7E+02	2.4E+01	8.1E+02
2号機放水路立坑水	上流側	1.3E+03	< 1.1E+02	1.9E+01	8.1E+02
	下流側	—	—	—	—

・核種の半減期：H-3(約12年), Cs-134(約2年), Cs-137(約30年)

・不等号 (<:小なり) は, 検出限界値未満 (ND)を表す。

・測定対象外および採取中止の項目は「-」と記す。

・0.0E±0とは, 0.0×10<sup>±0</sup>であることを意味する。

(例) 3.1E+01は3.1×10<sup>1</sup>で31, 3.1E+00は3.1×10<sup>0</sup>で3.1, 3.1E-01は3.1×10<sup>-1</sup>で0.31と読む。

・採取中止理由：工事作業干渉のため

10/11

2023年5月31日  
東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一廃炉推進カンパニー

### サブドレン・地下水ドレン浄化水 排水前分析結果

試料名称	採取日時	貯水量 (m <sup>3</sup> )	分析機関	分析項目				
				全β (Bq/L)	H-3 (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)	その他 γ核種
一時貯水タンク (サンプルタンク)	C 2023/05/27 08:48	880	東京電力 東北緑化環境保全(株)	< 2.0E+00	8.8E+02	< 5.7E-01	< 6.7E-01	検出なし
				< 3.6E-01	9.4E+02	< 8.1E-01	< 7.5E-01	検出なし
	運用目標			3.0E+00 (1.0E+00) ※1	1.5E+03	1.0E+00	1.0E+00	検出されないこと※2
	告示濃度限度※3				6.0E+04	6.0E+01	9.0E+01	
	WHO飲料水導水ガイドライン				1.0E+04	1.0E+01	1.0E+01	

・核種の半減期：H-3(約12年), Cs-134(約2年), Cs-137(約30年)

・不等号 (<: 小なり) は、検出限界値未満 (ND) を表す。

・0.0E±0とは、0.0×10<sup>±0</sup>であることを意味する。

(例) 3.1E+01は3.1×10<sup>1</sup>で31, 3.1E+00は3.1×10<sup>0</sup>で3.1, 3.1E-01は3.1×10<sup>-1</sup>で0.31と読む。

※1 運用目標の全βについては、10日に1回程度、検出限界値を1 Bq/Lに下げて分析を実施。

※2 Cs-134, Cs-137の検出限界値 [1 Bq/L未満] を確認する測定にて検出されないこと (天然核種を除く)。

※3 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則に定める告示濃度限度

(別表第一第六欄：周辺監視区域外の水中の濃度限度[本表では、Bq/cm<sup>3</sup>の表記をBq/Lに換算した値を記載])

東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一原子力発電所

様式 0-1 (1/2)  
(第24714報)

応急措置の概要 (原子炉施設)

2023年 5月 31日 17時 50分

内閣総理大臣, 原子力規制委員会, 福島県知事, 大熊町長, 双葉町長 殿

第25条報告

報告者名 東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一廃炉推進カンパニー  
福島第一原子力発電所  
原子力防災管理者 田南 達也  
連絡先 0240-30-9301

原子力災害対策特別措置法第25条第2項の規定に基づき、応急措置の概要を以下の通り報告します。

原子力事業所の名称及び場所	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原22
特定事象の発生箇所(注1)	福島第一原子力発電所
特定事象の発生時刻(注1)	2011年(平成23年)3月11日 16時36分(24時間表示)
特定事象の種類(注1)	非常用炉心冷却装置注水不能 (原災法政令第6条第4項第4号, 省令第21条第1項口)
発生事象と対応の概要(注2)	<p>(対応日時, 対応の概要)</p> <p>第24326報他でお知らせしたとおり、3号機の原子炉注水設備においては、原子炉格納容器の水位の微調整のため、原子炉注水量を3.4m<sup>3</sup>/hまで減少させ水位の傾向を監視してまいりました。</p> <p>目標としていた水位に近づいてきたことから、水位を安定化させるため、本日16時37分、原子炉への注水量を以下のとおり変更しました。</p> <p>&lt;原子炉注水変更&gt; 原子炉注水量 : 3.4m<sup>3</sup>/h → 3.5m<sup>3</sup>/h</p> <p>関連パラメータについては、異常のないことを確認しました。</p> <p>今後も、水位の傾向を見ながら微調整のための流量調整を以下の範囲内で行います。 (3.5m<sup>3</sup>/h ± 0.3m<sup>3</sup>/h程度) 流量調整を実施した際には、実施の都度、流量調整の実績をお知らせします。</p> <p>引き続き、水位計および関連パラメータについて、慎重に監視してまいります。</p> <p>【公表区分：E】</p> <p>※添付の有り (無し)</p>
その他の事項の対応(注3)	なし

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(注1) 最初に発生した警戒事態該当事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。

(注2) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。

(注3) 緊急時対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。

東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一原子力発電所

様式0-1(1/2)

応急措置の概要(原子炉施設)

(第24715報)

2023年 5月 31日 17時 50分

内閣総理大臣, 原子力規制委員会, 福島県知事, 大熊町長, 双葉町長 殿

## 第25条報告

報告者名 東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一廃炉推進カンパニー  
福島第一原子力発電所  
原子力防災管理者 田南 達也

連絡先 0240-30-9301

原子力災害対策特別措置法第25条第2項の規定に基づき、応急措置の概要を以下の通り報告します。

原子力事業所の名称及び場所	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原22
特定事象の発生箇所(注1)	福島第一原子力発電所
特定事象の発生時刻(注1)	2011年(平成23年)3月11日 16時36分(24時間表示)
特定事象の種類(注1)	非常用炉心冷却装置注水不能 (原災法政令第6条第4項第4号, 省令第21条第1項ロ) (対応日時, 対応の概要)
発生事象と対応の概要(注2)	<p>第24712報でお知らせしたとおり、サブドレン他水処理施設一時貯水タンクAに貯水していた水について、本日以下のとおり排水を実施しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・排水開始 : 11時20分</li> <li>・排水終了 : 16時27分</li> <li>・排水量 : 764m<sup>3</sup></li> </ul> <p>排水状況については、漏えい等の異常がないことを確認しております。</p> <p>【公表区分：E】</p>
その他の事項の対応(注3)	なし

※添付の有り (無し)

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(注1) 最初に発生した警戒事態該当事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。

(注2) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。

(注3) 緊急時対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。

東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一原子力発電所

様式 0-1 (1/2)  
(第24716報)

応急措置の概要 (原子炉施設)

2023年 5月 31日 17時 50分

内閣総理大臣, 原子力規制委員会, 福島県知事, 大熊町長, 双葉町長 殿

第25条報告

報告者名 東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一廃炉推進カンパニー  
福島第一原子力発電所  
原子力防災管理者 田南 達也  
連絡先 0240-30-9301

原子力災害対策特別措置法第25条第2項の規定に基づき、応急措置の概要を以下の通り報告します。

原子力事業所の名称及び場所	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原22
特定事象の発生箇所(注1)	福島第一原子力発電所
特定事象の発生時刻(注1)	2011年(平成23年)3月11日 16時36分(24時間表示)
特定事象の種類(注1)	非常用炉心冷却装置注水不能 (原災法政令第6条第4項第4号, 省令第21条第1項ロ)
発生事象と対応の概要(注2)	(対応日時, 対応の概要)  第24712報でお知らせしたとおり、地下水バイパス一時貯留タンクグループ1に貯水していた水について、本日以下のとおり排水を実施しました。  ・排水開始 : 10時29分 ・排水終了 : 16時45分 ・排水量 : 1,721 m <sup>3</sup>  排水状況については、漏えい等の異常がないことを確認しております。  【公表区分: E】  ※添付の有り <input checked="" type="checkbox"/> 無し
その他の事項の対応(注3)	なし

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(注1) 最初に発生した警戒事態該当事象の発生箇所, 発生時刻, 種類について記載する。

(注2) 設備機器の状況, 故障機器の応急復旧, 拡大防止措置等の時刻, 場所, 内容について発生時刻順に記載する。

(注3) 緊急時対策本部の設置状況, 被ばく患者発生状況等について記載する。